

平成19年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、60分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン（鉛筆は不可）またはボールペンを使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、2枚あります。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

日本国憲法の下，これまで衆議院はたびたび解散され，その後に総選挙がなされてきた。こうした政治情況にたいして一定の条件を付与する目的をもって，国会法に以下の内容の立法をおこなったとする。日本国憲法における衆議院の解散権にともなう論点を指摘した上で，さらに，この立法に伴って現れる憲法上の問題点を指摘しなさい。(配点80点)

「××条 日本国憲法7条3号の手續によって，衆議院を解散する場合は，以下の条件の全てを充たさなければならないものとする。

- 一 前回の衆議院選挙から，1ヵ年を経た後でなければならない。
- 二 衆議院議員の任期満了3ヶ月前以降は，解散することはできない。」